

議案第3号

東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の一部改正について

東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

平成31年2月21日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森

毅

1 提案理由

この提案は、東広島市歴史文化基本構想の策定に伴う文化財保存活用計画を立案するに当たり、新たに地域住民と東広島市歴史文化基本構想策定委員会委員によるワークショップを実施し、地域住民の文化財保存活用に対する意見等を十分に反映させるため、委員の任期を平成31年3月31日から平成33年3月31日に延長しようとするものである。

2 改正案

別紙のとおり

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の一部を改正する規則

東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則（平成29年東広島市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第3号」を「次号」に改める。

第4条及び附則第2項中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新	旧
<p style="text-align: center;">○東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月21日 教育委員会規則第5号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）第3条の規定に基づき、東広島市歴史文化基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 東広島市歴史文化基本構想（第3号次号において「構想」という。）の策定に関すること。</p> <p>(2) 東広島市文化財保存活用計画（次号において「計画」という。）の策定に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、構想及び計画の策定に当たって必要と認める事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 文化活動を行う団体に属する者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成33年3月31日までとする。</p> <p>(委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p>	<p style="text-align: center;">○東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月21日 教育委員会規則第5号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）第3条の規定に基づき、東広島市歴史文化基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 東広島市歴史文化基本構想（第3号において「構想」という。）の策定に関すること。</p> <p>(2) 東広島市文化財保存活用計画（第3号において「計画」という。）の策定に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、構想及び計画の策定に当たって必要と認める事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 文化活動を行う団体に属する者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。</p> <p>(委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p>

新	旧
<p>第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。</p> <p>2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習部文化課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>3 第6条1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、教育委員会が招集する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。</p> <p>2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習部文化課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>3 第6条1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、教育委員会が招集する。</p>